

平成 24 年 8 月 31 日

自動車局

チャイルドシートの肩ベルトの調整を忘れずに！  
～お子様がチャイルドシートから抜け出し、チャイルドシートの  
肩ベルトが首にかかって負傷する事故が発生しました～

店舗駐車場において、子供（月齢 11 ヶ月）をチャイルドシートに乗せたまま車内に残して車を離れ、その後車に戻ると、子供の体がチャイルドシートの外に出て、チャイルドシートの肩ベルトが首にかかった状態となっている事案が発生しました。肩ベルトが適切に調整されておらず、緩んでいたために子供が抜け出せたこと及び子供を車内に一人で残していたことが、本事案の発生原因として考えられます。

国土交通省では、これまでも肩ベルトの適切な調整等、チャイルドシートの適切な使用方法について自動車ユーザーへの注意喚起をしてきたところですが、改めて以下の注意事項について注意喚起を行うこととし、日本自動車部品工業会などの関係機関（別紙）及び地方運輸局に対して、チラシ（別添）を活用する等による注意喚起に関し、協力依頼を行いました。また、国土交通省のホームページにおいても、注意事項を掲載しました。

【チャイルドシートの肩ベルトによる子供の負傷防止に関する注意事項】

- 肩ベルトがお子様の身体にフィットしているかきちんと確認しましょう。
  - ✓ 肩ベルトの高さは、お子様の成長に合わせて調整して下さい。
  - ✓ お子様を乗せる度に、必ず肩ベルトの緩みを取り、お子様の身体にフィットするように肩ベルトの長さを調整して下さい。
  - ✓ 詳しい調整方法は、それぞれのチャイルドシートの取扱説明書で再度確認して下さい。
- 小さなお子様を車内に一人にするのは危険ですので、くれぐれも、お子様を置いて車から離れないで下さい。

【注意事項掲載ホームページ】

- ・ 国土交通省ホームページ（自動車を安全に使うためには）  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcel/carsafety.html>



問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課  
リコール監理室 衣本、徳永  
代表：03-5253-8111（内線）42353、42361  
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

○ 協力依頼を行った関係機関

- ・ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）
- ・ 警察庁 交通局 交通企画課
- ・ 一般社団法人日本自動車工業会
- ・ 日本自動車輸入組合
- ・ 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- ・ 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- ・ 社団法人 全国軽自動車協会連合会
- ・ 一般社団法人 自動車用品小売業協会
- ・ 一般社団法人 日本自動車連盟
- ・ 社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- ・ 社団法人 日本自動車整備振興会連合会
- ・ 一般社団法人 全国レンタカー協会
- ・ 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会
- ・ 財団法人 全日本交通安全協会